

2019年2月10日

司法試験法改正について

川濱 昇（京都大学教授，日本経済法学会理事長）
瀬領真悟（同志社大学教授，日本経済法学会常務理事）
泉水文雄（神戸大学教授，日本経済法学会常務理事）
河谷清文（中央大学教授，日本経済法学会常務理事）

法曹養成制度にかかる法律（司法試験法，裁判所法，学校教育法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）を改正する法律が2019年2月下旬には国会に上程されるといわれています。この法改正により，司法試験を法科大学院在学中に受験することが容認され，司法試験論文式試験においては選択科目を課されないようにする，と伝えられています。そして，その代わりに，選択科目を法科大学院における選択必修科目として履修を義務付けるという措置をとることが検討されているようです。

日本経済法学会理事長・常務理事は，2018年12月31日付「司法試験制度の見直しについて」(<http://www.jael.jp/html/op201812.pdf>)の中で，司法試験科目から選択科目を廃止するようなことはすべきでない，との意見を既に明らかにしています。その後，上記の情報に接し，改めて，選択科目制度の廃止を拙速に決定することに反対の意を示したいと思いません。

司法試験の選択科目となることで，これらの分野を真剣に勉強し，実務に就いてからもこれら専門的な分野を扱う十分な素養を持った法曹が多数輩出されてきました。その重要性は今後も変わりません。選択科目が司法試験から廃止され，単なる選択必修となることが，法曹養成制度を現在よりも良くするとは考えられません。

このような重要な改正が十分な議論なく，適切とはいえないプロセスで拙速に進められようとしているのではないかと危惧します。司法試験制度の見直しにあたっては，十分な配慮と検討がなされることを望みます。

以上